

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和5年第10回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和5年1月20日(金) 午後3時00分～午後4時30分
場所	芦屋市役所 南館4階 大会議室
出席者	委員 岡 絵理子、武田 重昭 欠席委員 小池 志保子、佐久間 康富、西野 雄一郎 届出者 申請者等 事務局 長良まちづくり担当課長、岡本係長、福井主査、寺嶋係員
事務局	都市計画課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について
 - ア 一戸建ての住宅 (六麓荘町181番4)
 - イ 一戸建ての住宅 (南浜町1番13外)
 - ウ 堰堤 (奥山1)
 - (2) その他
- 3 閉会

○提出資料

大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

○審議内容

- ア 一戸建ての住宅 (六麓荘町181番4)
- 令和5年1月10日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。
- ・ 計画地は街区の南東角に位置することから、街角を意識し、緑豊かで自然に恵まれた良好な街並み形成に寄与する街角景観の形成を図ること。
 - ・ 建築物については、屋根の形状や軒裏の見せ方、柱の配置、壁面の分節などにより圧迫感の軽減に努めること。
 - ・ 屋根や壁面の主要な材料の選択においては、六麓荘町の落ち着いた色のある街並みとの調和に配慮すること。また、色彩においても周辺の自然や建築物との調和、連続性に配慮し、落ち着いた色を基調とすること。
 - ・ 既存の石積みは、六麓荘町の特徴ある通り景観を形成している。可能な限りこの石積みを残した計画とし、植栽と合わせて潤いのある通り景観に寄与した計画とすること。やむを得ず改修する場合も御影石を使用するなど、既存景観の継承及び復元に努めること。

- ・ 緑ゆたかな地域性との調和に配慮し、敷地においては柵や設備等が道路面から直接見えないよう植栽計画を工夫すること。また、樹種については六甲山を特徴づける和種を中心に地域性を継承した計画とすること。
- ・ 電気通信設備等、建築物に付属する設備は可能な限り通りから見えないような配置とすることを基本とし、使用する材料及び配置等を含めて建築物と一体的にデザインするとともに適切な植栽配置と育成環境の保持を図りつつ、十分な修景を行うこと。

イ 一戸建ての住宅（南浜町1番13外）

令和5年1月10日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は、南芦屋浜の親水住宅地区にあることから、意匠、材料、色彩については、マリーナを意識した計画とするとともに、他のセンター地区や低層住宅地区に隣接していることも考慮して、マリーナだけでなく、周辺からの見え方にも配慮が求められる。特に、西側の戸建て住宅地区と比べて、計画地の敷地規模は大きいため、建物ボリュームを小さく見せる工夫や、植栽をバランスよく配置することによって、圧迫感の軽減に努めること。道路に面する壁面にスリットを入れる方法は効果的だと思われるが、スリットの形や大きさについては、十分に検討すること。
- ・ 敷地の構成については、計画地が街区の境界に位置していることから、境界部分に設ける植栽スペースやフェンス等の工作物については、他の街区とのつながり方や閉じ方について考慮しつつ、建築物と調和したものを選定すること。
- ・ 開放性の高いデザインとなる場合は、周辺からの見え方に配慮するとともに、周辺に対する見下ろしの視線等ができるだけ発生しないようにプライバシーに配慮すること。
- ・ 外壁に使用する素材については、周辺からの見え方に配慮して、反射性の強い金属やガラスなどを大きな面積で用いないようにすること。
- ・ 植栽計画については、沿岸地域であるため、耐候性及び耐潮性のあるもの、並びに建物デザインと調和した樹種を選定することとし、建築計画と合わせて良好な景観に寄与した計画とすること。とりわけ道路沿い等、景観上有効な位置には十分な植栽を配置し、現場施工時においても樹種を選定、配置の意図を損なわないよう工夫すること。

ウ 堰堤（奥山1）

令和5年1月10日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 堰堤の仕上げについては、周辺の自然環境との調和に配慮すること。
- ・ 法面の復旧に際しては、周囲の景観資源を可能な限り活用するなど、周囲の自然環境との調和を図ること。